

## ◇上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の概要

### 1 改正の理由

教育センターにおいて、就学相談及び教育相談における指導に当たっている「臨床心理士」について、職務遂行に必要な資格としては、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」の資格のほか、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する「臨床発達心理士」の資格等があることから、「臨床心理士」という職名を「教育心理専門員」に改めるとともに、併せて2名体制とすることから報酬月額を月額240,000円に改めるもの。

### 2 改正点

- (1) 「臨床心理士」という職名を「教育心理専門員」に改めたこと。
- (2) 報酬月額を240,000円に改めたこと。

### 3 施行期日 平成25年4月1日

## ◇上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号） 新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)								
<p>(特別職の職員の範囲)</p> <p>第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(57) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>(57)の2 <u>臨床心理士</u></p> <p>(58)～(79) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(57)の2 <u>臨床心理士</u></td> <td>月額 300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(57)の2 <u>臨床心理士</u>	月額 300,000円	<p>(特別職の職員の範囲)</p> <p>第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(57) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>(57)の2 <b>教育心理専門員</b></p> <p>(58)～(79) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(57)の2 <b>教育心理専門員</b></td> <td>月額 240,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(57)の2 <b>教育心理専門員</b>	月額 240,000円
区分	報酬額								
(57)の2 <u>臨床心理士</u>	月額 300,000円								
区分	報酬額								
(57)の2 <b>教育心理専門員</b>	月額 240,000円								